資料3 第2回生活支援・介護予 防サービス等協議体 H28.1.28

協議体・生活支援コーディネーター の活動理念及び役割について

2016年1月28日 清瀬市地域包括ケア推進課

「介護予防・日常生活支援総合事業」 ガイドラインにおける位置づけ

■「介護予防・日常生活支援総合事業」ガイドラインにおける位置づけ

生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者を「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」(以下「コーディネーター」という。)とする。

協議体

区市町村が主体となり、各地域におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワークを「協議体」とする。

■「介護予防・日常生活支援総合事業」ガイドラインにおける位置づけ

(1)生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置 ⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート 機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA~Cの機能があるが、当面AとBの機能を 中心に充実。

(A) 資源 開発

(B) ネットワーク構築

(C) ニーズと取組のマッチング

- 地域に不足するサービスの創出
- 〇 サービスの担い手の養成
- 元気な高齢者などが担い手として活動す る場の確保 など
- 関係者間の情報共有
- サービス提供主体間の連携の体制づくり など
- 地域の支援ニーズとサービス提供主体の 活動をマッチング など

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の日常生活圏域(中学校区域等)があり、平成26年度は第1 層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

- ① 第1層 市町村区域で、主に資源開発(不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保)中心
- ② 第2層 日常生活圏域(中学校区域等)で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開
- ※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援・介護予防サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチング する機能があるが、これは本事業の対象外



(2)協議体の設置 ⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO

民間企業

協同組合

ボランティア

社会福祉法人

- ※1 これらの取組については、平成26年度予算においても先行的に取り組めるよう5億円を計上。
- ※2 コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用でき る什組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要

コーディネーターの目的・役割等について

設置目的

市町村が定める活動区域ごとに、<mark>関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら</mark>、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する。

役割

- 〇生活支援の担い手の養成、サービスの開発等の資源開発·····第1層、第2層
- 〇サービス提供主体等の関係者のネットワーク構築・・・・・・・第1層、第2層
- 〇地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング・・・第2層

配置

常勤・非常勤やボランティアなどの雇用形態については問わず、また、職種、人数、配置場所、勤務形態等は一律には限定せず、地域の実情に応じた多様な配置が可能であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要。

資格•要件

- 〇地域における助け合いや生活支援・介護予防サービスの提供実績がある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者。
- 〇特定の資格要件は定めず、市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体と連絡調整できる立場の者であって、国や都道府県が実施する研修を修了した者が望ましい。
- 〇コーディネーターが属する組織の活動の枠組みを超えた視点、地域の公益的活動の視点、公平中立な視点を有することが適当。

協議体の目的・役割等について

設置目的

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様なサービス提供主体の参画が求められることから、<u>市町村が主体</u>となって、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する。

役割

- ○コーディネーターの組織的な補完
- 〇地域ニーズの把握、情報の見える化の推進(アンケート調査やマッピング等の実施)
- 〇企画、立案、方針策定を行う場
- ○地域づくりにおける意識の統一を図る場
- ○情報交換の場、働きかけの場

設置主体

設置主体は市町村であり、第1層のコーディネーターが協力して地域の関係者のネットワーク化を図り、設置する。

- ※地域の実情に応じた様々なネットワーク化の手法が考えられるため、既に類似の目的を持ったネットワーク会議等が開催されている場合は、その枠組みを活用することも可能。
 - ※特定の事業者の活動の枠組みを超えた協議が行われることが重要。

構成団体等

- 〇行政機関(市町村、地域包括支援センター等)
- 〇コーディネーター
- 〇地域の関係者(NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等)
 - ※この他にも地域の実情に応じて適宜参画者を募ることが望ましい。

■「介護予防・日常生活支援総合事業」ガイドラインにおける位置づけ

コーディネーターと協議体によるコーディネート機能の考え方

日常生活ニーズ調査や地域ケア会議等により、地域の高齢者支援のニーズ及び地域資源の状況について十分把握し、地域における以下の取組を総合的に支援・推進する。

- 1 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起
- 2 地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ
- 3 関係者のネットワーク化
- 4 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
- 5 生活支援の担い手の養成やサービスの開発(担い手を養成し、 組織化し、担い手を支援活動につなげる機能)
- 6 ニーズ(個別・地域)とサービスのマッチング

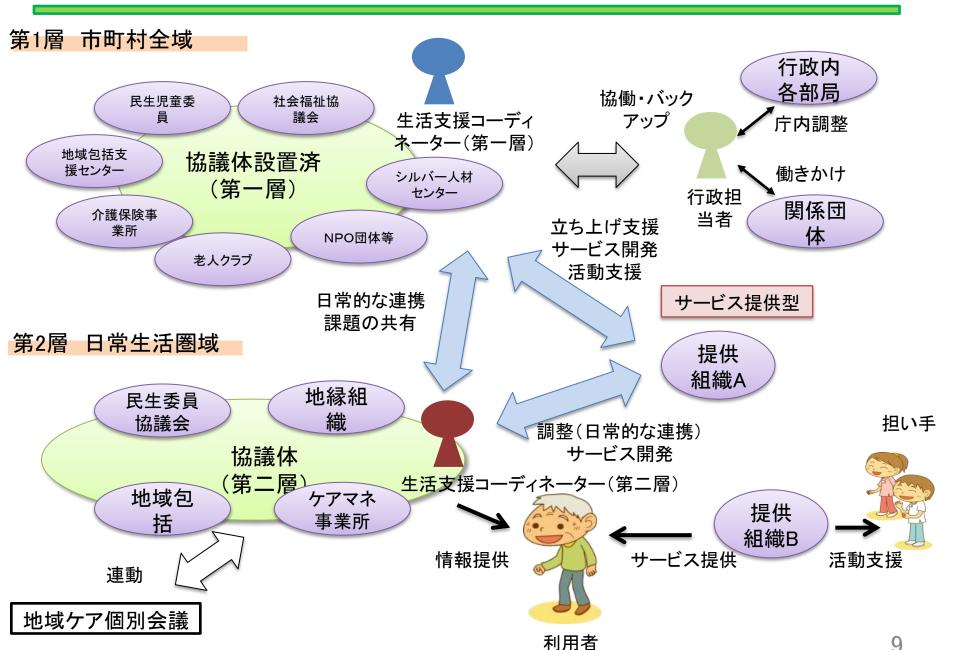
■「介護予防・日常生活支援総合事業」ガイドラインにおける位置づけ

コーディネート機能の地域展開

当面は第1層・第2層の機能を充実し、体制整備を推進していく。

取組	第1層	第2層	第3層
① 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題 提起	区市町村区 域で①~⑤を 中心に行う機 能	日常生活圏 域(中学校 区域等)で、 第1層の機 能の下、①~ ⑥を行う機能	
② 地縁組織等多様な主体への協力依頼などの 働きかけ			
③ 関係者のネットワーク化			
④ 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一			
⑤ 生活支援の担い手の養成やサービスの開発 (担い手を養成し、組織化し、担い手を支援 活動につなげる機能)			
⑥ ニーズとサービスのマッチング			個々の生活支援、 介護予防サービス の事業主体で、利 用者と提供者を マッチングする機能

■協議体・コーディネーターの配置・役割等のイメージ



コーディネーター・協議体の活動 連携イメージ

■コーディネーター・協議体の活動・連携イメージ①

テーマ1-1:買い物支援サービスの充実(A市B地区の事例)

【前提】

B地区にある団地は独居高齢者が多く暮らしているが、団地の周囲は坂道が多く、「近くのスーパーに行くのも大変だ」と多くの住民が買い物支援を必要としていた。

事業主体

訪問介護事業所のスタッフ(第3層のコーディネーター)は、高齢者の買い物支援のニーズが高いことを把握。知り合いの商店主に依頼したが、断られた。

事業所のスタッフが第2層のコーディネーターに相談

第2層 (中学校区域) 第2層協議体において「買い物支援」について検討し、圏域内の商店会等に相談し、商店会から定期的に出張販売を開始。

■コーディネーター・協議体の活動・連携イメージ②

テーマ1-2:買い物支援サービスの充実(A市B地区の事例)

【前提】

B地区にある団地は独居高齢者が多く暮らしているが、団地の周囲は坂道が多く、「近くのスーパーに行くのも大変だ」と多くの住民が買い物支援を必要としていた。

⇒団地内にある訪問介護事業所の敷地に定期的に商品を届け販売してくれる商店主がいたが、 高齢化により支援の継続が困難となった。

事業主体

訪問介護事業所のスタッフ(第3層のコーディネーター)は、高齢者の買い物支援のニーズが依然として高いことを把握し、知り合いの商店主に依頼したが断られた。

事業所のスタッフが第2層のコーディネーターに相談

第2層

第2層協議体において「買い物支援」について検討し、圏域内の商店会等に相談するとともに、買い物支援ボランティアの応募及び制度活用を呼びかけ

第2層のコーディネーターが第1層協議体で問題提起

第1層

- ・A市内のほかの圏域でも同様の地域課題があることが判明
- ・第1層のコーディネーターが行政と連携し、A市の商店街組合へ打診
- ・市内の数地区で定期的な出張販売が開始
- ※本事例はコーディネーター・協議体の活動や連携のイメージを示したものであり、役割や連携方法等は各区市町村で異なる。

■生活支援コーディネーター活動理念

- 1 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるような社会の実現に向け、<u>地域包括ケアシステムを支える介護予防・生活支援の基盤整備</u>を推進する。
- 2 特に都市部において、地域におけるつながりの減少や家族関係の希薄化により、地域の支え合い機能の低下が課題となっている現状を踏まえ、特に地域住民へ強く働きかけ、住民主体による「互助」を基本とした支え合いの地域づくりを推進する。

■生活支援コーディネーター活動理念

- 3 経験豊富な高齢者が、介護予防、生活支援、地域 づくりを支える<u>担い手として社会参加</u>し、<u>自主的か</u> つ継続的に活躍できるような仕組み</u>を構築する。
- 4 地域における高齢者等の抱える<u>二一ズを把握</u>するとともに、<u>二一ズに対応可能な既存の社会資源を整理し、質的・量的な充実に向けた支援</u>を行う。一方、新たに必要とされるサービスや不足する担い手については、<u>関係者と連携しながら組織化・開発</u>し、<u>重層的なサービスの拡充</u>を図る。

- ■生活支援コーディネーター活動理念
 - 5 これまでも支え合いによる地域づくりに取り組んできた 社会福祉協議会や地域包括支援センター、NPO法人 等と十分に連携すると同時に、他の制度(認知症地域 支援推進員、生活困窮者自立支援制度、障害福祉 サービス等)についても把握し、必要に応じて役割分担 しながら、効率的・効果的な取組を行う。
- 6 東京都には、多くの企業や特色ある活動を展開する社会福祉法人、NPO法人等が存在していることに加え、多様な人材が集まっている。こうした豊富な社会資源についても活動内容等を把握し、地域住民の活動との協働を推進することによって重層的な地域包括ケアシステムづくりを行う。

<前提>

1 全てのレベルで活動する生活支援コーディネーター や協議体が、地域づくりを行うに当たって大切にすべ きもの

2 生活支援・介護予防サービスの利用者、提供主体、 行政職員など、サービスを活用・提供・推進する立場 の人々にも共有されるよう働きかけることが必要 ■生活支援コーディネーターや協議体が充実を図る「生活支援サービス」とは

- 1 「生活支援サービス」とは、
 - (1)総合事業として提供されるサービス
 - (2)総合事業には位置づけられていない住民主体の 地域の助け合い
 - (3)民間企業による市場のサービス
 - (4)区市町村の単独事業 等を含む
- 2 生活支援コーディネーター・協議体の活動は、総合事業内の生活 支援サービスだけでなく、多様なサービス・支援を視野に入れるこ とが重要である。

- 1 利用者への支援やサービスの質に関する理念
- (1)高齢者が地域で自分らしい生活を送ることができるように、その人の状態に最適な生活支援等サービスの活用を支援
- ①既存の社会資源や地域の二一ズをしっかり把握
- ②非営利・営利を問わず様々な主体への働きかけ
 - →求められるサービスが提供される体制をつくる
- ③民間市場のサービスも上手に使いながら広くサービスが 普及する環境づくり
- ④低所得の高齢者もサービスが利用できるような仕組みづくり

- 1 利用者への支援やサービスの質に関する理念
 - (2)生活支援サービスの質を担保する
- ①役に立ち使いやすいサービス
- ②使いやすいサービス
- ③信頼がおけるサービス
- ④自立や社会参加の促進
- ⑤地域との関係を切らずにソーシャルサポートを維持
 - →高齢者の<u>尊厳を維持</u>し、地域で<u>自立して自分らしい</u> 生活を送り続けることができるよう、<u>地域全体でサービスの質</u> を担保することが大切

- 2 地域の福祉力の形成に関する理念
 - (1)支援を必要とする利用者に最適なサービスを提供できるように、できるだけ多くの地域の主体や元気な高齢者の参加を得て生活支援等サービスが提供できる体制や基盤をつくっていく

- 2 地域の福祉力の形成に関する理念
 - (2) 支え上手、支えられ上手を増やす
- ①地域包括ケアシステムの構築においては、<u>住民参加による支え</u> 合いの仕組みづくり、地域づくり</u>が目指され、今後は、<u>生活支援、</u> 介護予防、社会参加は一体となって推進されることが望まれる
- ②元気なうちはもちろん、要支援や要介護状態になっても
 地域で役割を持ち続けられる住民主体の活動の機会・場づくり
 →生活支援や介護予防などの助け合い活動にも自然につながっていくという視点に立った取組が大切

- 2 地域の福祉力の形成に関する理念
 - (3)地域の参加を広げ、地域の力量を高める
- ①中長期的な視点に立って<u>地域住民による活動</u>を豊かにしていくことが、生活支援・介護予防の基盤となる地域の福祉力形成につながる
- ②地域住民による活動を支えるものは、地域で人と関わり、役割を 発揮したいというニーズや、同じ住民としての共感やお互い様と いう意識、自分たちの地域を自分たちで支えようという自治の意 思など

- 2 地域の福祉力の形成に関する理念
 - (4)地域とともにサービスや活動を創出し、
 - 一緒に運営していく
- ①コーディネーターや協議体はワークショップなどの<u>場づくり・仲間</u> <u>づくり・組織づくりを支援</u>し、活動の運営についても一緒に考え ていく必要がある
- ②<u>地域住民と共に考えていく</u>というプロセスを経る中で、地域住民 自身が生活支援等サービスに取り組む重要性を自然に認識し、 主体的な参加につながる

- 3 地域社会の持続性に関する理念
 - (1)生活支援等サービス、介護保険サービスは地域社会の持続性に深く関わる
- ①サービスが存在することで高齢者の生活が成り立ち、それに よって地域社会が維持される
- ②地域社会の人的・財政的な資源の制約がある中で、生活支援等サービス、介護保険サービスが持続可能なものとなることも、地域社会の持続性に大きく影響

- 3 地域社会の持続性に関する理念
 - (2)<u>住民が自分たち自身の問題</u>として受け止め、 できることを考えてもらうべき
- ①皆で資源を持ち寄り、賢く効率的に財源を使う
- ②地域の実情や将来の介護保険制度等の姿をよく考える
- ③安心のある地域を自らが参加してつくり、 それを次世代に手渡していく